

当会のインボイス制度及び改正電子帳簿保存法に関する 会員指導方針について

【インボイス制度関係】

1. 『適格請求書発行事業者の登録申請書』の提出の可否判断について

まず、適格請求書発行事業者の登録申請書(以下、インボイス申請書)の提出は任意です。

インボイス申請書を、税務署またはインボイス登録センターへ提出した方が良いかのご相談につきましては、提出する方の経営方針に関する事項となりますので、よくお考えいただいた上でご自身のお考えでご決断くださいますようお願いいたします。

当会でのご相談では、インボイス申請書を提出し、インボイス発行事業者となったことによる一般的なメリット及びデメリットについてお伝えしておりますが、あくまで机上でのご相談となる為、インボイス制度施行後に予期せぬ取引先等からインボイス登録番号を求められたり、インボイス発行事業者にならなかったことによる取引価格の交渉や取引自体の停止等を求められたりする場合がございますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

また、ご自身がインボイス発行事業者として登録している場合(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の簡易課税制度選択適用者を除く)であっても、外注先等がインボイス発行事業者として登録していない場合は、その外注先等の事業者へ支払った取引対価の消費税相当額については仕入税額控除が出来ませんので、実質的に取引対価を支払った側がその消費税相当額を負担するような形式になります。外注先等の取引先がインボイス登録をすかどうかはご自身では関与しきれないことも多々あると思いますが、外注先等がインボイス登録しない場合に関しては、積極的に取引価格の交渉や、取引自体の停止等の検討が必要な場合がございますのでご注意ください。

※

取引価格の交渉や取引自体の停止に関しては、下請法・独占禁止法・建設業法等に抵触する恐れがありますので、個別具体的なご相談については『免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A』内の各種相談窓口までお問い合わせください。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_qanda.pdf

なお、令和5年10月1日のインボイス制度施行日初日からインボイス発行事業者となる場合には、令和5年9月30日までにインボイス申請書を税務署またはインボイス登録センターへ提出する必要があります。期限が迫っておりますので、慎重かつ迅速にご決断くださいますようお願い申し上げます。

2. 会計帳簿の記帳方法について

当会では、原則として税込経理方式での記帳を推奨しております。

また仕入税額控除の計算方法として、本則(一般)課税制度と簡易課税制度がありますが、両者では記帳方法が大きく異なります。

まず簡易課税制度における記帳方法ですが、こちらは“簡易”とあるように適用税率と事業区分ごとの課税売上高が分かれば良いので、本則(一般)課税と比べると簡単な記帳内容になります。簡易課税制度を選択される場合には、ご自身の課税売上高の適用税率と、課税売上高が第何種事業に該当するのかを判断できるよう管理をお願いいたします。

次に本則(一般)課税制度における記帳方法ですが、こちらは課税売上高の適用税率と、課税仕入れ等に係る消費税額を正確に分けて記帳する必要があります。特に課税仕入れ等に係る消費税額については、課税取引・不課税取引・非課税取引・免税取引に分けた後、課税取引に対してその適用税率毎に分け、更に課税取引の相手方がインボイス登録事業者か否かを判定し正確に分けて管理し記帳する必要があります。

3. 簡易課税制度の推奨について

上記2でご説明したとおり、簡易課税制度を選択されなかった(選択不可の場合を含む)場合には、相当の手間とある程度の知識が必要になります。一方、簡易課税制度を選択した場合には、課税売上高にみなし仕入高毎の事業種別に分ければ良いので記帳や申告が平易で済みます。また、自身の外注先や仕入先がインボイス未登録事業者の場合で、かつ、自身が簡易課税制度を選択されなかった(選択不可の場合を含む)場合には、今まで通りの消費税相当額を含む価格で取引を行っている場合と消費税相当額分だけ自身の消費税の計算上不利になります。この点も、自身が簡易課税制度を選択していると、自身の課税売上高でしか消費税額の計算をしないので、相手先のインボイス登録の有無の影響を受けません。

簡易課税制度を選択されなかった(選択不可の場合を含む)場合は、まずご自身での記帳が可能かどうかを勘案いただき、難しい場合には是非積極的に簡易課税制度をご利用くださいますようご検討お願いいたします。

なお、インボイス申請書を提出することにより令和5年10月1日から課税事業者になられた方には簡易課税制度の特例があり、令和5年12月末日までに簡易課税制度選択適用届出書を提出すれば、令和5年の課税期間分から簡易課税制度が適用できます。

4. 事務処理（請求書や領収書等の記載方法）について

原則として、適格請求書発行事業者(インボイス登録事業者)には、取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて適格請求書(インボイス)を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保管する義務が生じます。

なお、具体的な請求書、領収書、帳簿等の記載方法につきましてはお配りしております『インボイス制度のご案内』冊子をご覧ください。

5. 消費税の確定申告について

令和5年分の消費税の確定申告に関しては、①令和5年1月から12月まで課税対象になる方と②令和5年10月から12月まで課税対象となる方がいます。特に②の方のみ使える特例等ありますので、自身がいつから課税対象なのかを把握してくださいますようお願いいたします。また①と②の方の共通事項として、簡易課税制度を選択されなかった（選択不可の場合を含む）場合は、令和5年10月以降の取引に関しては、相手方がインボイス登録事業者か否かを帳簿上明確に区分して記帳する必要があります。仮に帳簿が不完全の場合には確定申告書自体が作成出来ない恐れがありますので、正確な記帳をお願いいたします。

6. その他の注意点

- ・原則として、インボイス制度に関するご相談は予約制の対面のみ承っております。
 - ・消費税の確定申告や申請を行うにあたり、会員様ご自身が消費税の申告義務の有無、簡易課税制度選択適用の有無、2割特例適用の有無を把握してください。
- 当会では会員毎に個別に申告・申請の時期、または是非について管理・把握はしておりませんのでご注意ください。